

## 就職や退職により健康保険が変わったら

退職などに伴い勤務先の健康保険の資格を喪失された人は、中央市国民健康保険に加入することになります。加入していた健康保険の資格喪失証明書などを持参のうえ、保険課で加入手続きをしてください。

また、就職したことで勤務先の健康保険などへ新たに加入した場合は、中央市の国民健康保険資格を喪失することになり、保険課で喪失手続きを行う必要があります。この手続きを行わずに、新たに加入した健康保険の取得（認定）日以降も中央市の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診すると、本来、新たに加入した健康保険が負担すべき医療費（療養給付費）を中央市が負担しなければなりません。

このような場合、発生した医療費は不当利得として受診者から中央市の国民健康保険へ返還し、本

来負担すべき健康保険に医療費請求手続きをする必要があります。そのため、一時的に高額な医療費の支払いや、各種申請手続きなどにより、経済的・時間的に大きな負担が発生してしまいます。このような状況を未然に防ぐために、次のことにお気をつけください。

### ⚠ 健康保険が変わった時の注意点！

- ①ほかの健康保険に加入決定したら資格取得（認定）日を予め確認し、取得日以降は中央市の国民健康保険証は使用しない。
- ②新しい保険証が届いたら保険証を保険課まで持参し、速やかに脱退（喪失）手続きをする。その際に必ず中央市の国民健康保険証は返却する。
- ③受診している医療機関などは、古いものではなく必ず新しい保険証を提示する。

## 未就園児の親子を対象に体験保育「ほほえみ」を開催します

市立保育園では、体験保育「ほほえみ」を年9回開催しています。お子さんの年齢にあわせた内容で、紙芝居、絵本の読み聞かせ、リズム遊び、わらべうた遊び、手遊びなど保育園の楽しさやお友達との関わり方を体験することができます。普段の園の生活がわかるように平日に開催しますので、ぜひ親子でご参加ください。

**日時** 午前9時30分～11時

5月15日（水）、6月19日（水）、7月17日（水）、9月18日（水）、10月16日（水）、11月13日（水）、12月18日（水）、令和7年1月15日（水）、2月19日（水）

※感染症の流行などにより、中止となる場合があります。

**場所** 各市立保育園

**対象・定員** 市内在住の3歳までの未就園児とその保護者 各園5組程度

**申込方法** 希望する保育園に電話でお申し込みください。

玉穂保育園	☎273-2205
田富第一保育園	☎273-3557
田富第三保育園	☎273-6220
田富北保育園	☎273-6301
豊富保育園	☎269-2011



## 4月から軽症者の救急医療連絡先が変わります

軽症者の対応については、初期救急医療体制の見直しに伴い新たに開設された「救急安心センターやまなし（#7119）」で相談に応じています。急な病気や怪我などで救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか判断に迷う場合に医療従事者が24時間365日体制で適切な対応方法をアドバイスします。

救急医療連絡先は、広報ちゅうおう子育てカレンダー内に毎月掲載しますので、ご活用ください。

また、5月中旬には、毎日午後6時から11時まで対応する初期救急医療センターが山梨大学医学部附属病院内に設置されます。詳細は、今後広報ちゅうおうや市ホームページにて掲載予定です。

※救急車を必要とする病気やケガなどの場合は、直接☎119番へ連絡してください。

※甲府市医師会救急医療センター（☎226-3399）での受け付けは、終了しました。

### ▶救急安心センターやまなし

☎#7119(☎223-1418)

急な病気やケガで救急車を呼ぶべきか、判断に迷ったときに、医療従事者が相談に応じます(24時間対応)。

### ▶小児救急電話相談 ☎#8000 (☎226-3369)

子どもの夜間・休日の病気やケガなどに、看護師が相談に応じます。

受付時間 平日 午後7時～翌朝7時

土曜 午後3時～翌朝7時

日曜・祝日 午前9時～翌朝7時

### ▶歯科救急

・山梨口腔保健センター ☎252-9955

受付時間 休日午前10時～午後5時

・県救急医療情報センター ☎224-4199

受付時間 休日午後5時～11時

### ▶その他救急連絡先

・県救急医療情報センター(医療機関案内)

☎224-4199 (24時間対応)

・県精神科救急受診相談センター

☎0551-20-1125 (24時間対応)

## 成島2号公園がリニューアルしました



リニア中央新幹線の建設に伴い改修を進めてきた成島2号公園の工事が完成しました。

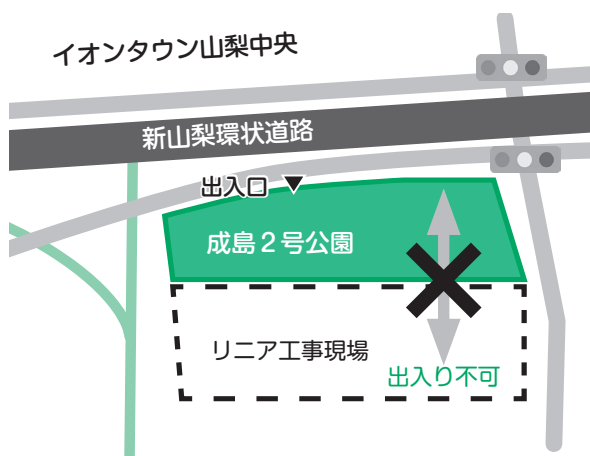
玉穂中央児童館の跡地も公園の敷地を含め、広々とした広場に生まれ変わりました。ウォーキングや軽スポーツなど、お気軽にご利用ください。

### 【マナーを守って正しい利用を】

- ・犬を散歩させるときは、リードでつながしましょう。
- ・犬のふん、毛、ごみなどは持ち帰りましょう。
- ・スケートボードなど、他の利用者の迷惑になる行為や施設を破損させる恐れのある行為は禁止します。

### 【利用するみなさんへ】

リニア中央新幹線の工事に伴い、当面の間、南側からの出入りはできません。北側出入口をご利用ください。なお駐車スペースはありませんので、徒歩・自転車をご利用ください。



## 65歳以上の人の介護保険料が決定しました

65歳以上の介護保険料は、3年に1度介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決定しています。

令和6年度から令和8年度の3年間の保険料の基準額は5,500円で令和5年度と同額ですが、保険料率や所得段階を下記のとおり改定しました。

令和6年度介護保険料 第1号被保険者の保険料

所得段階	対象となる人	保険料			
		保険料率	月額	年額	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の前年の年金収入額が80万円以下の人	0.455	2,509円	30,100円	
	(軽減後)	0.285	1,575円	18,900円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.685	3,775円	45,300円	
	(軽減後)	0.485	2,675円	32,100円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.690	3,800円	45,600円	
	(軽減後)	0.685	3,775円	45,300円	
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がある人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	4,950円	59,400円	
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がある人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	5,500円	66,000円	
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の人	1.200	6,600円	79,200円
第7段階		120万円以上 210万円未満の人	1.300	7,150円	85,800円
第8段階		210万円以上 320万円未満の人	1.550	8,525円	102,300円
第9段階		320万円以上 420万円未満の人	1.600	8,800円	105,600円
第10段階		420万円以上 520万円未満の人	1.800	9,900円	118,800円
第11段階		520万円以上 620万円未満の人	1.830	10,067円	120,800円
第12段階		620万円以上 720万円未満の人	1.850	10,175円	122,100円
第13段階		720万円以上 820万円未満の人	1.900	10,450円	125,400円
第14段階		820万円以上 1,000万円未満の人	2.000	11,000円	132,000円
第15段階		1,000万円以上の人	2.100	11,550円	138,600円

※令和6年度市民税が確定する間の4月～8月までは仮算定となります。令和6年度の介護保険料(本算定)は8月初旬に通知を送付します。

### ▼「介護保険制度」は社会全体で支えていく制度です

介護保険はみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。そのため、介護給付費が増加すると、公費分だけでなく、みなさんの保険料も高くなっていきます。

計画では、社会参加の促進や、介護予防や重度化防止を推進して、介護サービスに係る費用の抑制に努めていきます。

詳細は各世帯に配付しました概要版をご覧ください。